

府内観光情報・府政情報等発信ポスター制作業務委託仕様書

1 業務委託名

府内観光情報・府政情報等発信ポスター制作業務

2 委託業務

京都府観光情報及び府政情報発信ポスター制作
・編集，校正，印刷

3 作成方法

府内観光情報・府政情報等発信ポスター

- (1) ポスターの掲出場所は，地下鉄烏丸線・東西線の車内中吊広告とし，府内施設等にも掲出する。
- (2) 受託者は委託者より提供を受けたPR情報と素材を使用の上，内容を効果的にデザインした案を京都府に提出すること。校正等の作業については京都府が行うこととし，別紙作業工程に従い作業を行うこと。また，京都府の承認を得るまで（校正回数は3回まで）繰り返し案を提出すること。
- (3) 受託者は委託者より提供を受けた素材以外に必要な素材がある場合は，すべて受託者が負担のうえ使用することとする。
- (4) 委託決定後5日以内に，受託者は年間のスケジュールのわかるものを委託者に提出すること。
- (5) ポスターデザインについては，受託者は委託者の審査を受けること。「京都市交通局広告掲出審査基準」に抵触する場合は，変更を求めることとする。
- (6) ポスターデザインの校了と同時に，デザインデータをPDFファイルの形式で納入すること。また，最新のパターンファイルを用いたソフトウェアにより，コンピューターウィルスの感染がないことを確認すること。
- (7) この仕様で定めのないことや内容について疑義が生じた場合は，当局とその都度打ち合わせを行うこと。

4 規格等

府内観光情報・府政情報等発信ポスター

- ・製作回数
令和4年5月号より令和5年4月号まで（計18回）
- ・製作部数
各600枚
- ・サイズ
B3横（上部4cmは文字を配置しないこと）
- ・印刷
多色刷り（4色カラー印刷相当）
- ・紙質
コート紙135K同等品

5 納入場所

府内観光情報・府政情報等発信ポスター（1回につき）

京都市交通局企画総務部営業推進課 420部

京都府商工労働観光部観光室広域観光推進係 180部

6 納入日

京都府観光情報・府政情報等発信ポスター

掲出開始日の5営業日前まで

7 実施方法

委託者は、受託者に対し、前条に規定する各委託業務の実施に当たり、個別に必要な事項について指示するものとする。

8 委託料の支払い

年間分を2期分割払いとする。

9 遵守事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書、当局の契約規程その他諸法規を遵守するとともに、委託者と十分連絡を取り合い、必要な承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た事項を委託者の承認を得ず、他へ漏らしてはならない。

10 著作権

本仕様書に基づき作成した印刷物等の著作権、著作権等の諸権利は委託者に属するものとする。

11 委託期間

今回のコンペティションの効力は3年とする。ただし、年度ごとに契約を締結し、初年度については、令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。また、次年度以降については、当事業にかかる京都府の予算成立をもって契約を締結する。

12 留意事項

- (1) この仕様に定めのないことやその他詳細については、その都度打合せすること
- (2) 本仕様書について疑義または変更の必要が生じたときは、その都度委託者と協議し、その指示を受けるものとする。
- (3) 紙面上に、紙面内容に関する問い合わせや意見等に対する受託者の連絡先を明示するとともに、その内容や結果を集約し、当局に報告すること。